

石綿による健康被害の救済制度について

石綿（アスベスト）による健康被害の迅速な救済を図るため、石綿による健康被害を受けた方及びそのご遺族に対し医療費等の救済給付を支給する「石綿による健康被害の救済に関する法律」が平成18年3月27日に施行され、平成22年7月1日には、指定疾病に「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」及び「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」が追加改正されました。

厚生労働省においては、従前より事業場、医療機関等を通じ、これらにかかわる労災補償制度、救済に関する法律に基づく特別遺族給付金の周知を実施していますが、未だ申請に至っていない方が多数おられると予想されています。

石綿による疾病は数十年前の仕事でも発症します。お心当たりのある方は、熊本労働局にご遠慮なくご相談ください。

●問い合わせ先 熊本労働局労働基準部労災補償課 ☎ 096-355-3183

「交通遺児等育成資金の貸付」等について

交通遺児等育成資金の貸付のご案内

●対象者

自動車事故により死亡または重度の後遺障害が残った方のお子様（0歳～中学校卒業まで）を対象とし、その保護者の生活状況が、一定の要件（住民税の非課税等）に合致する方。

●貸付金額（貸付対象者一人に対し）

貸付と同時に一時金 15万5千円

貸付期間中（月額） 2万円

小・中学校入学時に入学支度金 4万4千円

●貸付期間 貸付決定の月から中学卒業の月まで

●利子 無利子

●返還方法

一括返還または、20年以内の均等割賦（月賦・半年賦・年賦）による返還方法を選択。（高校・大学に進学した場合、在学期間は返還猶予できる）

●問い合わせ先 自動車事故対策機構 熊本支所 ☎ 096-322-5229

介護料支給のご案内

●対象者

自動車事故で脳、脊髄、胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持ち、常時又は随時の介護が必要となった方。

●支給額

・常時要介護の方（自賠責後遺障害等級1級1号又は1級2号）

月額58,570円～136,880円

・随時要介護の方（自賠責後遺障害等級2級1号又は2級2号）

月額29,290円～54,000円

※詳しくは、自動車事故対策機構熊本支所までお問い合わせください。

生産者の皆さまへ 農薬の適正使用に努めましょう！

💡 農薬の使用にあたって

- 農薬は必ず登録農薬を使用しましょう
- ラベルの記載事項を守りましょう
- 飛散防止（ドリフト）に注意しましょう
- 生産履歴を記帳しましょう

不適正な使用は！

- 無登録農薬や使用禁止農薬を使用すると農薬取締法で罰せられます。
- 農作物から残留基準を超える農薬が検出されると、食品衛生法により、その農産物は出荷・流通禁止や回収の措置がとられます。



●問い合わせ先 芦北地域振興局 農業普及・振興課 ☎ 82-5194
振興課自立振興班 ☎ 78-3112(224)